

松江市 報道提供資料

令和7年3月25日

件名

「マイナ保険証と医療費受給者証の一体化」運用開始時期の一部延期について

内容

3月13日の市長記者会見において、「マイナ保険証と医療費受給者証の一体化」について3月26日から運用を開始するとお知らせしていましたが、一部の医療費助成の登録データについて、国より確認要請があったため、運用開始時期を延期することとなりました。

現在確認作業を行っておりますので、運用開始時期については改めてお知らせいたします。

<延期対象の医療費受給者証>

- 子ども医療費受給資格証
- 福祉医療費医療証(資格証)
- 自立支援医療受給者証(更生医療・育成医療)

<予定どおり運用開始するもの>

- 小児慢性特定疾病医療受給者証

【問い合わせ】

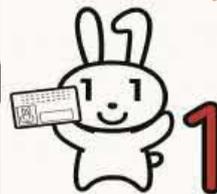
こども子育て部子育て給付課 担当：毛利 電話：0852-55-5326

市長定例記者会見 ～資料～

令和7年3月13日(木)

1

マイナ保険証と医療費受給者証 の一体化



マイナンバーカードが
医療費受給者証
として
利用できるようになります

子育て給付課
障がい者福祉課

2

マイナ保険証と医療費受給者証の一体化

これまで医療機関受診時には、窓口で「マイナ保険証」または「健康保険証」と、紙の「医療費受給者証」の2枚を提示しなくてはなりませんでした。3月26日からマイナンバーカード1枚だけで受診できるようになります!



※事前にマイナ保険証の利用登録が必要です。登録の仕方はコチラ
(厚生労働省ホームページ)



3

一体化できる「医療費受給者証」

- 子ども医療費受給資格証
- 福祉医療費医療証(資格証)
- 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 自立支援医療受給者証(更生・育成・精神医療)



利用できる市内医療機関

- 病院・診療所: 31件
- 薬局: 12件



利用できる医療機関^〇
(本市ホームページ)



※令和7年3月31日時点(予定)

4

<市民の方のメリット>

- 紙の受給者証を持ち歩かなくてもよい
- 受給者証忘れによる再来院や一時的な医療費負担がなくなる



<医療機関のメリット>

- 受給者証の資格情報入力作業がなくなり事務削減につながる
- 正確な資格情報に基づく請求が可能となり、資格過誤請求の減少など請求にかかる事務負担が軽減される



<自治体のメリット>

- 資格喪失などの情報が即時に反映されるため、資格過誤請求が防げる
- 複数の受給者証を持つ際の公費優先順位の適正化

5

マイナ保険証を使ってみよう!



医療費助成の各種受給者証を
利用しますか?
利用する
利用しない

カードリーダーの
画面上で
「利用する」を
チェック!!

【お問い合わせ先】

子育て給付課
☎ 0852-55-5326
✉ kosodate-k@city.matsue.lg.jp
〔子ども医療/福祉医療(ひとり親)/
小児慢性特定疾病医療〕

障がい者福祉課
☎ 0852-55-5945
✉ s-fukushi@city.matsue.lg.jp
〔福祉医療(障がい)/
自立支援医療〕

6